

4 文科科第 5 5 6 号
令和 4 年 1 1 月 7 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 所 管 各 研 究 開 発 法 人 の 長

殿

文 部 科 学 省 科 学 技 術 ・ 学 術 政 策 局 長

柿 田 恭 良

高 等 教 育 局 長

池 田 貴 城

初 等 中 等 教 育 局 長

藤 原 章 夫

研 究 振 興 局 長

森 晃 憲

研 究 開 発 局 長

千 原 由 幸

文 化 庁 次 長

杉 浦 久 弘

貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について（依頼）

労働契約法、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律における無期転換ルールにつきましては、これまでも様々に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

各機関におかれましては、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について」の一部改正について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科科第 755 号科学技術・学術政策局長等通知）等に基づき、これまでも大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例（以下「10 年特例」という。）の適切な運用に取り組んでいただいていると承知しておりますが、令和 5 年 4 月 1 日以降、10 年特例の適用者について本格的な無期転換申込権の発生が見込まれますので、

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではないことに御留意いただき、引き続き 10 年特例の適切な運用に向けて万全を期していただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例を添付いたしますので、以下の資料及びウェブサイトとともに、部局等法人内へ幅広く周知いただき、各部局や法人内における適切な対応を促していただきますようお願いいたします。

(参考 1) 無期転換ルールの概要等

- ・厚生労働省・文部科学省「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000488206.pdf>

- ・「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について」の一部改正について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科科第 755 号 科学技術・学術政策局長等通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415017.htm

(参考 2) 無期転換前の雇止め等に関する考え方及び関連裁判例

- ・無期転換前の雇止めその他の無期転換回避策に関する考え方・関連裁判例（厚生労働省 多様化する労働契約のルールに関する検討会 報告書（令和 4 年 3 月 30 日）別紙 1）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000928269.pdf> (pp. 45～47)

(参考 3) 無期転換ルールに関する問い合わせ先

- ・10 年特例について：文部科学省下記連絡先
- ・無期転換ルール一般について：厚生労働省「無期転換ルール特別相談窓口」

<https://muki.mhlw.go.jp/contact/>

【本件担当】

TEL：代表 03-5253-4111

- ※ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条の 2 に関すること

科学技術・学術政策局人材政策課（内線 4198）

E-mail：kiban@mext.go.jp

- ※ 大学の教員等の任期に関する法律第 7 条に関すること
高等教育局大学教育・入試課（内線 2493）

E-mail：daigakuc@mext.go.jp

(参考) 研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等

大学等及び研究開発法人においては、各機関の経営方針に基づき、研究者育成支援や無期転換等に関する独自の取組が行われていますので、その取組例の一部を紹介します。

各機関におかれては、大学、研究開発法人の別なく参考にしてください。

【国立大学法人における取組例】

※以下の取組の詳細については、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課（下記）までお問い合わせください。

研究者育成支援に関する取組例

- 大学独自の卓越研究員制度により若手研究者の自立・育成に向けて、スタートアップ経費を支援している
- 有期雇用の若手研究者の雇用安定化及び人材育成等に取り組む部局に対して支援金を配分している
- ポストの都合で「教授」への採用等が見送られることがないよう部局の「准教授」ポストを一定期間「教授」にアップシフトして人件費の差額分を大学本部が負担し、一定期間終了後は、当該部局における本来の「教授」の採用可能数に切り替える等の運用としている
- 雇用財源に外部資金（競争的研究費、共同研究費、寄附金等）を活用することで捻出された学内財源を若手ポスト増設や研究支援体制の整備などに充てている

無期転換に関する取組例（周知等）

- 被雇用者への無期転換ルール説明に加え、労働条件通知書自体でも無期転換ルールを説明、特例対象者適用の有無も個別に明記している
- 無期転換ルールに関する e-ラーニングの受講を雇用責任者全員に義務付けている
- URA は通算契約期間 5 年で法定の 10 年よりも早期に無期転換可能にしている
- クロスアポイントメント制度、助教の任期制等を通じて流動性を確保し、テニュアトラック制度、若手の助教ポスト創設、研究環境整備等を通じて安定性を確保している

【研究開発法人における取組例】

※以下の理化学研究所における取組の詳細については、文部科学省研究振興局基礎・基盤研究課（下記）までお問い合わせください。

- 法人内の研究者等の雇用に関する考え方等を公表するとともに、現在従事している有期の研究プロジェクトでの任期満了後、別の有期の研究プロジェクトに参画できる機会を提供するため、通算契約期間の上限規制を撤廃する等の新しい人事施策を公表

(参考) 理化学研究所「新しい人事施策の導入について」(令和 4 年 9 月)

https://www.riken.jp/pr/news/2022/20220930_1/index.html

【研究人材のキャリア支援ポータルサイト「JREC-IN Portal」について】

※以下の取組の詳細については、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課（下記）までお問い合わせください。

- ・ JREC-IN Portal

<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>

- ・ JREC-IN Portal パンフレット「研究人材のキャリア支援ポータルサイト～求人・求職、能力開発、情報収集～JREC-IN Portal」

https://www.jst.go.jp/pdf/pamph_jrecin_jp.pdf

【本件担当】

TEL：代表 03-5253-4111

科学技術・学術政策局人材政策課（内線 4198）

E-mail：kiban@mext.go.jp

高等教育局国立大学法人支援課（内線 3313）

E-mail：kokudai-jinkyuu@mext.go.jp

研究振興局基礎・基盤研究課（内線 4246）

E-mail：kisokiban@mext.go.jp